

学校安全の推進について

山口県教育委員会 平成25年6月

第一章 学校安全の考え方

学校安全とは

学校安全は、幼児児童生徒（以下「児童等」）が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童等の安全を確保するために、学校施設や通学路等の環境を整えることをねらいとしています。また、各学校では、「学校安全計画」を作成し、教育活動全体をとおして、「生活安全（防犯を含む）」「交通安全」「災害安全（防災）」の3領域について、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の3活動から取り組むこととしており、学校安全は、学校教育の基盤をなすものです。

しかしながら、学校における負傷事故や登下校中の交通事故は後を絶たず、また、自然災害の脅威や不審者等による犯罪被害、いじめや校内暴力、自傷行為など、児童等の生命と安全に関する学校安全分野の課題は極めて多岐にわたっています。

こうした現状からも、事件・事故・災害の防止とともに、発生時の被害を最小限にするため、生徒指導や学校保健等の取組とも連携しながら、学校安全の取組を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

学校安全の
総合的かつ効果的な取組の推進

3領域：生活安全・交通安全・災害安全
3活動：安全教育・安全管理・組織活動
危機管理体制の確立

生徒指導・学校保健等の取組との連携



安心・安全な学校づくり

学校安全の領域と活動内容

学校は、学校安全の3領域について、3つの活動をとおして、総合的かつ効果的に取り組むことが大切です。また、取組にあたっては、学校や地域の実情に応じた「学校安全計画」を作成するとともに、PDCAサイクルにより、見直しと改善を図ることが必要です。

3 領 域	生活安全	日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法 誘拐や傷害などの犯罪被害防止
	交通安全	様々な交通場面における危険の理解 安全な歩行、自転車・二輪車等の利用
	災害安全	地震・津波・火山活動・風水（雪）害等の自然災害や火災・原子力災害 等発生時における危険の理解、正しい備えと適切な行動
3 活 動	安全教育	教科・道徳・総合的な学習の時間等における安全学習 特別活動・学校行事・課外指導等における安全指導
	安全管理	事故の要因となる環境や児童等の行動に潜む危険の早期発見・改善 事件・事故・災害発生時の適切な応急手当や安全措置
	組織活動	教職員研修の推進 教職員・児童等による校内の協力体制 家庭・地域・関係機関等との連携

第二章 安全教育の充実に向けて

安全教育とは

安全教育の目標	日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。
具体的な目標	ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。 イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。 ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。
安全教育の 2つの側面	安全学習・・・安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする。 安全指導・・・当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をねらいとする。

防犯を含む生活安全教育

生活安全教育は、日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにすることをねらいとしています。具体的には、児童等が、授業・行事・掃除・放課後の時間や登下校、校外生活等における危険を理解し、事故発生時には迅速・適切な通報と応急手当ができることが求められます。また、児童等が犯罪被害に遭うことも少なくないことから、防犯教室・訓練や安全マップづくりなどの防犯教育も重要です。

防犯教室・訓練のポイント

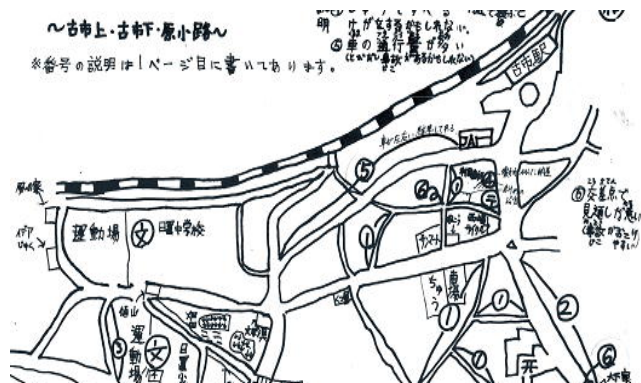
防犯の基礎である「いかのおすし」(行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる)を、全ての児童等に徹底する。

防犯器具の設置場所を工夫・周知し、防犯教室・訓練にも活用する。

訓練等の際には、警察等関係機関と連携するとともに、保護者やスクールガード等にも参加を呼びかける。



不審者遭遇時の行動を学ぶ防犯教室



地域安全マップ

交通安全教育

交通安全教育は、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにすることをねらいとしています。また、取組をとおして、交通ルールを遵守することはもとより、様々な交通場面における危険を予測・回避し、自他の生命を尊重する責任ある態度を育成することが大切です。

本県の児童等の交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、死亡事故は毎年発生し、かけがえのない命が失われており、交通安全教育の一層の充実が必要です。

このため、各学校では、通学路の安全点検や通学の様子の見回り等により把握した危険について、児童等の安全意識の向上を図る、確実かつ具体的な安全指導を実施するとともに、交通安全教室や危険予測学習（KYT）を実施し、危険予測・回避能力を高め、具体的な行動に結び付けることが重要です。

また、児童等が実際に自分たちの通学路の安全を調査・確認し、通学路安全マップにまとめるなど、主体的な取組をとおして安全意識を高める活動も効果的です。

自転車のスピードを落としましょう



通学路の写真を用いたKYT学習



児童による通学路安全マップづくり

災害安全（防災）教育

災害安全（防災）教育は、児童等が地震等の災害に直面したとき、災害に対する正しい知識・技能をもとに、的確に状況を判断し、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できるよう「防災対応能力」を育成することをねらいとしています。具体的には、児童等が、各教科においては、自然災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制等を理解し、特別活動等においては、防災教室や避難訓練等をとおして、災害時に自らの命を自ら守ることのできる力を育成することが必要です。

避難訓練の工夫

- 昼休みに地震が発生した場合の避難訓練
- 授業中に地震・津波が発生した場合の二次避難場所までの避難訓練
- 授業中に地震・火災が発生し、避難経路を変更しなければならなくなった場合の避難訓練
- 土砂災害警戒情報が出た場合の避難訓練
- 停電のため放送が使えない場合の避難訓練
- 行方不明者・負傷者が出た場合の捜索・搬送訓練
- 登校中に災害が発生した場合の避難訓練
- 隣接する学校との合同避難訓練
- 保護者への引き渡し訓練
- 児童・生徒会与教職員が事前に打ち合わせを行った上で実施する避難訓練
- ブラインド方式での訓練

山口県教育委員会作成「防災訓練事例集」より



津波を想定して高台へ2次避難



専門家と連携した防災授業

第三章 安全管理の徹底に向けて

安全管理の目的

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童等の学校生活における行動時に潜む危険を早期に発見・除去するとともに、事件・事故・災害発生時等の危機管理体制を確立し、児童等の安全を確保することを目的としています。

このため、各学校では、

学校環境の安全管理
学校生活の安全管理
通学の安全管理
事件・事故・災害発生時の危機管理

等について、学校安全計画に基づき、全校体制で、適切かつ確実にを行う必要があります。

学校保健安全法

(学校環境の安全の確保)

第28条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

知っておこう！

学校事故で問われる法的責任と安全配慮義務

学校事故で一般的に問題になる法的責任には、「行政責任」「刑事責任」「民事責任」の3つがあります。例えば、教職員が児童等に体罰を加え、けがをさせた場合を例に考えると、教職員は懲戒処分を受けることがありますが、これが「行政責任」です。「刑事責任」としては、加害者である教職員が刑法の傷害罪などの罪で責任を追及され、刑罰を受けることが該当します。「民事責任」としては、教職員の当該児童等に対する損害賠償責任が主たる内容になります。



一般的に、学校事故については、不法行為に基づく損害賠償責任(不法行為責任)が問題となります。不法行為責任は、「故意・過失」が前提となります。児童等は、学校に通学し、いわば強制的に授業を受けることになるので、これを実施する学校(教職員)は、児童等の身に生じうる危険を予見し、これを回避するため適切な措置をとるべき注意義務(安全配慮義務)を負います。

安全配慮義務は、次の3段階に分けることができます。

事前注意義務

授業や学校行事、部活動等における計画策定及び準備段階での安全確保
教室等の施設・設備の安全確保(条件整備) 等

指導監督上の注意義務

授業実施に際しての説明・注意義務、立会・監督義務、個別指導義務 等

事後措置義務

事故発生時の応急措置、医師の診断を仰ぐ義務、保護者に対し事故状況を説明する義務 等

上記の義務が果たされていないと判断された場合、過失が認められ、責任を問われることが考えられます。よって、組織としてこれらの義務を確実に果たすことが重要になります。

しかし、教育内容の一部として、「危険に対処する能力を培う」こともあり、安全でありさえすればよいというものではありません。理科の実験や体育など、一定の危険性を含む課題を課し、児童等がその危険を克服して課題を実施することによって、初めて教育効果をあげる場合も少なくありません。

そのような場合、授業計画の策定や実施に際して、予想される危険を除去するよう最善を尽くすことは当然ですが、それでも除去できない危険については、上記の教育の特徴から見て、安全配慮義務の限界として教職員の責任を問えない場合であると考えられます。

正課授業に関する学校事故の裁判例には、体育授業に関するものが圧倒的に多く、体育授業では、その指導する種目と程度が児童等の能力との相関関係において適切なものであることが重要です。



安全点検

安全点検の実施に当たっては、以下の内容について、定期的を実施することが必要です。

学校の施設・設備の安全点検	防犯の視点での安全点検
交通の視点での安全点検	防災の視点での安全点検
通学路の安全点検（交通・防犯・防災の視点）	



また、点検項目については、学校や地域の実情に応じて作成するとともに、全教職員で安全点検を実施することや、保護者・地域関係者や児童等の参加を得て安全点検を実施することなど、その実効性を高めるための体制づくりや工夫が大切です。なお、児童等が通常使用する施設・設備の安全点検は、「学校保健安全法施行規則」（第28条）に、学期に一回以上行うことが義務付けられています。

第四章 組織及び危機管理体制の確立

校務分掌への位置付けと全校体制の確立

学校安全の取組を推進するためには、3領域それぞれにおいて、すべての教職員が役割を担うとともに、総合的かつ効果的に推進することができる組織づくりを行うことが重要です。その際、校務分掌や校内規程等によって、教職員の役割分担と責任が明確になっていることが必要です。

また、各種安全に関する実施計画の策定、学校安全活動の企画・調整・評価について、関係教職員が連携を図っていく上で、「安全主任」など、核となる教職員を校務分掌の中で明らかにし、学校安全を推進する体制を整備することも大切です。併せて、家庭・地域・関係機関等との連携にも十分に配慮することが必要です。



危機発生時の対応

「学校保健安全法」（第29条）において、学校は、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」を作成するものとされています。山口県教育委員会では、「学校における危機管理マニュアル作成指針」を作成し、各学校での作成を支援しています。

学校には、事件・事故・災害発生時に迅速かつ適切に対応することや、被害等を未然に防ぐ取組の充実が求められています。そのため、危機管理マニュアルに沿って、危機管理責任者である校長（副校長）を中心に組織的に対応し、児童等の安全を確保し、被害の拡大の防止・軽減等を図ることが必要になります。

危機管理マニュアルについては、随時、全教職員で見直しと改善を図り、より実効的なマニュアルとすることが重要です。

また、危機管理マニュアルや学校安全計画は、学校安全委員会等で保護者や外部の関係者等と協議を深め、その実効性を高めるとともに、保護者や関係機関等と連携した取組の充実に役立てて行くことが大切です。

危機管理マニュアルの構成（例）

- 1 学校における危機管理の方針
- 2 未然防止（平常時）の対応
- 3 緊急時の初動・初期対応
 - ・緊急時の校内組織と基本的対応
 - ・緊急時の登下校対応
 - ・個別事案への対処要領（不審者、交通事故、地震等）
 - ・救急体制
 - ・児童等の避難誘導方法・経路等
 - ・報道対応
- 4 緊急時の中・長期対応
 - ・事後評価と学校再開の準備
 - ・児童等と保護者の心のケア

「学校における危機管理マニュアル作成指針」より

危機発生時に備えた研修の充実

危機発生に備えた教職員の安全に関する知識・技能を向上させるためには、各学校において、学校安全計画に校内研修等を位置付け、「事前」、「発生時」、「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要です。

山口県教育委員会では、ホームページに「学校安全関連サイトマップ」を作成し、学校安全に関する各種資料を公開しています。公開している資料の一つである「学校危機対応演習資料」は、学校で起こり得る危機を想定し、個人・組織がどう行動・連携をすべきかについて学ぶことができる資料となっています。危機管理についての教職員研修を行う際には、資料として活用されるようお願いいたします。

演習⑧「不審者の侵入」

あなたは授業に行くため、職員室を出て1階の廊下を歩いていたら、前方から男がひとりでこちらに向かって歩いてきました。男は、何も手にしていませんが、土足のまま廊下を歩いていました。
あなたに気付くと向きを変え、急ぎ足で2階へ上がって行きました。

(1) あなたはまずどのような対応をしますか、2点答えてください。

① _____
② _____

(2) その後、学校としてどのような対応をしますか。

対応項目	具体的内容

「学校危機対応演習資料」(不審者の侵入)

知っておこう!

「日本スポーツ振興センター」の機能と活用

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、義務教育諸学校・高等学校・高等専門学校・幼稚園・保育所の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費・障害見舞金・死亡見舞金)を行っています。給付金の請求や支払の手続きは、各学校(保育所)から設置者を通じて行われ、児童等の保護者へ給付金が支払われる仕組みになっています。

同センターは、災害給付業務以外に、WEBページ等で学校安全についての各種情報提供を行っており、学校管理下における児童等の事故事例を検索・参照することや、学校安全に関連する各種資料・教材をダウンロードすることも可能です。

学校安全の一層の充実を図るためにも、学校の安全対策や教職員の研修に効果的に活用されるようお願いいたします。

「学校管理下」とは?

「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」(第5条第2項)において、以下のとおり規定されています。

児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合

児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合

児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合

前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

熱中症予防のために水分補給をしよう

汗をたくさんかき、脱水状態になると、体の様々な機能が低下します。

30分前までに トレーニング中 トレーニング後

運動前に250ml~500mlを補給する。 1時間当たり500ml~1000mlを2回~5回に分けて補給する。 水分補給を忘れず!

補給するのは 5~10℃の水1Lに 糖1~2g 砂糖3~6g

運動前後の体温差を水分補給の目安とするのもいいね

スポーツドリンクでも大丈夫!

※数値の値は運動強度と環境湿度によるものです。

JAPAN SPORT 日本スポーツ振興センター 学校安全部 <http://www.jnsport.go.jp/safety/>

学校事故事例検索データベース

■死亡・障害: [死亡] ■死亡障害種: [指定なし]

■被災学校種: [小] ■被災学年: [指定なし]

■場合別1: [休憩時間] ■場合別2: [指定なし]

■発生場所1: [学校内・校舎内(園内・園舎内)] ■発生場所2: [指定なし]

災害発生時の状況: _____ 検索条件: AND OR

検索

日本スポーツ振興センターHPから

参考資料

「生きる力」を育む学校での安全教育 (H22.3 文部科学省)
学校・子どもの安全と危機管理 (H24.4 少年写真新聞社)